

島原地域広域市町村圏組合生活支援体制整備事業実施要綱

平成 29 年 2 月 22 日告示第 4 号

改正 令和 3 年 3 月 29 日告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 5 号及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 069001 号厚生労働省老健局長）に規定する生活支援体制整備事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、島原地域広域市町村圏組合とする。

(生活支援コーディネーター)

第 3 条 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、地域の实情に応じ、必要な数の生活支援コーディネーターを配置する。

2 生活支援コーディネーターは、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- (2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- (3) 関係者のネットワーク化
- (4) 目指す地域の姿、方針の共有及び意識の統一
- (5) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- (6) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

(協議体)

第 4 条 管理者は、生活支援コーディネーターの業務を補完するため、地域の生活支援サービス提供者等が参画する協議体を設置する。

2 協議体は、次に掲げる者等で構成し、地域の实情に応じて適宜参画者を募ることとする。

- (1) 行政機関
- (2) 地域包括支援センター
- (3) 生活支援コーディネーター
- (4) NPO 法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 社会福祉協議会
- (7) 地縁組織
- (8) 協同組合
- (9) 民間企業
- (10) ボランティア団体
- (11) 介護サービス事業者

(12) シルバー人材センター

(13) その他、地域の関係者

3 協議体は、生活支援コーディネーターが実施する事業について、検討、協議、調整及び協働による実施等を行う。

4 協議体は、必要に応じ専門職等を招集し意見及び助言を求めることができる。

(就労的活動支援コーディネーター)

第5条 管理者は、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、地域の実情に応じ、必要な数の「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」を配置することができる。

2 就労的活動支援コーディネーターは、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望にあった活動をコーディネートする。

(委託)

第6条 管理者は、前条に掲げる事業を適切な事業運営が確保できると認められる法人等（以下「実施法人等」という。）に委託することができる。

2 実施法人等は、その事業に係る経理を明確に区分するとともに経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(秘密の保持)

第7条 この事業に関係する者は、正当な理由がなくこの事業を実施する上で知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。この事業との関わりがなくなった後も同様とする。

(報告)

第8条 実施法人等は、定期的に事業の実施状況を管理者へ報告するとともに必要な指示を受けるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第9号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。